

口座振替に関するQ&A

ここに記載されている内容は、学校給食費と日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の掛金に関するものです。

Q 1	口座振替依頼書は、毎年提出が必要ですか？
A 1	1度提出いただくと、口座情報に変更が無い限り、卒業まで手続の必要はありません。
Q 2	口座振替依頼書を提出する金融機関の支店は、口座を開設している支店以外でもできますか？
A 2	どの支店でもお手続きいただけます。
Q 3	子どもが2人以上いるときの手続は？
A 3	お子様1人に対して、1枚の提出が必要です。 例えば、お子様が3人在学している場合は、3枚提出いただくこととなります。
Q 4	口座振替依頼書は、学校に持って行ってもいいですか？
A 4	学校では、受け取ることができません。 金融機関に提出する必要があります。
Q 5	災害共済給付制度の加入に同意しない場合、口座振替の手続は必要ですか？
A 5	学校給食費で利用する口座の確認のため、手続が必要です。
Q 6	就学援助制度を利用する予定です。又は、生活保護を受けています。 口座振替の手続は必要ですか？
A 6	受給停止等により口座振替を利用することとなった場合は、手続に日数がかかってしまいますので、手続が必要です。
Q 7	口座振替依頼書を無くしてしまいました。又は、書き間違えてしまいました。
A 7	市又は学校に予備がありますので、お申し出ください。 書き間違えた場合は、訂正箇所を二重線で消し、その上に届出印を押印（3枚すべて）することで訂正することもできます。

御不明な点等がございましたら下記まで御連絡ください。

<問い合わせ先>

那須塩原市教育委員会事務局

教育総務課給食係 0287-37-5984